

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分に改め、改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) <u>定年前再任用 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(23) <u>暫定再任用 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>又は同法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)<u>の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(<u>教諭及び養護教諭、栄養教諭の採用</u>)</p> <p>第6条 <u>教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用は、当該年度の「新潟県公立学校教員採用選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</u></p> <p>(再任用)</p> <p>第23条 <u>再任用(第3条第22号又は第23号の規定により採用する場合をいう。以下同じ。)</u>は、希望する者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 <u>再任用者の職名は、校長、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) <u>再任用 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(<u>教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の採用</u>)</p> <p>第6条 <u>教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の採用は、当該年度の「新潟県公立学校教員採用選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</u></p> <p>(再任用)</p> <p>第23条 <u>教職員の再任用は、希望する者の中から選考により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>再任用者の職名は、校長、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</u></p>

<p>(辞令書) 第24条 第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。 ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名)欄の記入 第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II 略</p> <p>III (発令事項)欄の記入 第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。</p> <p>20 定年前再任用</p> <p>(1) 教諭、養護教諭又は栄養教諭に定年前再任用する場合 (市町村)公立学校教員に定年前再任用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">定年前再任用期間</p>	<p>(辞令書) 第24条 第3条第3号から第22号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。 ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名)欄の記入 第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏を記入する。</p> <p>II 略</p> <p>III (発令事項)欄の記入 第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。</p> <p>20 再任用</p> <p>(1) 校長に再任用する場合 (市町村)公立学校校長に再任用する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校校長に補する 教育職(二)4級に決定する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">期間</p> <p>(2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合 (市町村)公立学校教員に再任用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる (市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">期間</p>
--	---

<p>注 特別支援学校の場合 校長・教諭・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(2) 栄養主査又は学校栄養職員に定年前再任用する場合 (市町村)公立学校学校栄養職員に定年前再任用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>定年前再任用期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(3) 事務主幹、主査、主任又は主事に定年前再任用する場合 (市町村)公立学校学校事務職員に定年前再任用する (職名)に補する 行政職○級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>定年前再任用期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>注 定年前再任用する場合は、職の末尾に「(週○時間勤務)」を加える。</p> <p>(4) 定年前再任用の任期の満了 定年前再任用の任期の満了により退職した 暫定再任用 (1) 校長に暫定再任用する場合 (市町村)公立学校校長に暫定再任用する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する 年 月 日から</p>	<p>年 月 日まで</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる (市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p><u>期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合 (市町村)公立学校学校事務職員に再任用する (職名)に補する 行政職○級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p><u>期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週○勤務)」を加える。</p> <p>(5) 再任用の任期を更新する場合 再任用の任期を 年 月 日まで更新する</p> <p>(6) 再任用の任期の満了 再任用の任期の満了により退職した</p>
--	---

暫定再任用期間

- 年 月 日まで
(2) 教諭、養護教諭又は栄養教諭に暫定再任用する場合
(市町村)公立学校教員に暫定再任用する
(職名)に補する
教育職(二)2級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
年 月 日から

暫定再任用期間

- 年 月 日まで
注 特別支援学校の場合
校長・教諭・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)
におきかえる。

- (3) 栄養主査又は学校栄養職員に暫定再任用する場合
(市町村)公立学校学校栄養職員に暫定再任用する
(職名)に補する
学校栄養職〇級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
年 月 日から

暫定再任用期間

- 年 月 日まで
(4) 事務主幹、主査、主任又は主事に暫定再任用する場合
(市町村)公立学校学校事務職員に暫定再任用する
(職名)に補する
行政職〇級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
年 月 日から

暫定再任用期間

- 年 月 日まで
注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として暫定再任用する場
合は、職の末尾に「(週〇時間勤務)」を加える。
(5) 暫定再任用の任期を更新する場合
暫定再任用期間を 年 月 日まで更新する

(6) 暫定再任用の任期の満了
暫定再任用の任期の満了により退職した

